

鳥取労働局発表
令和7年6月13日（金）

担当

鳥取労働局労働基準部賃金室
室長 中塚 隆
室長補佐 清水 宏幸
電話 0857-29-1705

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正答申について

～約10年ぶりの工賃額の改正～

鳥取地方労働審議会（会長：多田 憲一郎^{ただ けんいちろう}）は、鳥取労働局長（山下 禎博^{やました よしひろ}）に対し、本日（6月13日）、現行の鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃を下記のとおり改正するのが適当であるとの答申を行いました。

審議会は、本年3月7日、鳥取労働局長から鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正諮問を受け、専門部会を設置して、慎重に調査審議を重ねた結果、6月13日に鳥取労働局長に対して、現行の鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃（男子既製洋服18工程、婦人既製洋服21工程）について、全ての工程の工賃額を下記のとおり改正することを答申しました。

鳥取労働局長は、この答申を受け、異議申出（期限6月30日）に関する手続等を経て、鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃を改正決定する予定です。

鳥取労働局としては、平成27年5月21日以来、約10年ぶりの鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正となることから、改正された最低工賃の周知はもとより、家内労働法に基づき家内労働者の労働条件の向上のため、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払の確保などさまざまな施策を推進してまいります。

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

鳥取県の区域内で男子既製洋服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務又は婦人既製洋服製造業に係るワンピース、スカート若しくはブラウスのまとめの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

（1）男子既製洋服のまとめの業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

ただし、金額欄中表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	金額
背広上衣	そで付け裏まつり	1枚につき 127円（115円）
	そで口裏まつり	1枚（28センチメートル×2）につき 64円（58円）
	見返し7ミリメートル星入れ	75センチメートルにつき 57円（51円）

	ベントまつり		1 か所(6センチメートル)につき	13 円 (11 円)
	背すそまつり		1 枚につき	40 円 (36 円)
	そであきまつり		1 枚につき	17 円 (15 円)
	えり折り返し裏まつり		1 枚につき	17 円 (15 円)
	背裏鎖止め		1 か所につき	17 円 (15 円)
	肩裏まつり		1 枚につき	40 円 (36 円)
	そで裏星入れ		1 枚につき	32 円 (29 円)
	ベント止め		1 か所につき	5 円 (4 円)
	カード付け		カード 1 枚につき	9 円 (8 円)
	糸くず取り		1 枚につき	64 円 (58 円)
	ズボン	小また 千鳥掛 け	後身内また上部につ いて行うもの	1 本につき 17 円 (15 円)
			わたり部について行 うもの	1 本につき 25 円 (22 円)
		ボタン付け		1 個につき 9 円 (8 円)
		腰裏後端まつり		1 本につき 9 円 (8 円)
		糸くず取り		1 本につき 25 円 (22 円)

※金額欄のカッコ内は改正前（平成 27 年 5 月 21 日発効）の金額

（２） 婦人既製洋服のまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄中表示されている長さ以外の場合は、1 センチメートル単位で換算した金額とし、1 センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額	
ワンピース	千鳥掛け	針目が 3 センチメートル間隔に 5 針以上	1 か所につき	11 円 (10 円)
	すそまつり	針目が 3 センチメートル間隔に 4 針以上	20 センチメートル につき	17 円 (15 円)
	スナップ付け	1 センチメートル型	1 組につき	20 円 (18 円)
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2 つ穴	1 組につき	22 円 (20 円)
	ボタン付け	18 ミリメートル以下、2 つ 穴、根巻き 4 回以上	1 個につき	8 円 (7 円)
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ 5 センチメー トル（ベルト通しループを除く）	1 か所につき	11 円 (10 円)
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	1 か所につき	6 円 (5 円)
	肩パット付け	部分止め	1 組につき	28 円 (25 円)
	カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき 止め	1 枚につき	37 円 (33 円)
	糸くず取り		1 枚につき	17 円 (15 円)
スカート	千鳥掛け	針目が 3 センチメートル間隔に 5 針以上	1 か所につき	11 円 (10 円)
	すそまつり	針目が 3 センチメートル間隔に 4 針以上	20 センチメートル につき	17 円 (15 円)

	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	20円（18円）
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	24円（21円）
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ 穴、根巻き4回以上	1個につき	8円（7円）
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル （ベルト通しループを除く）	1か所につき	8円（7円）
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき	6円（5円）
	糸くず取り		1枚につき	17円（15円）
ブラウス	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に 5針以上	1か所につき	11円（10円）
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ 穴、根巻き4回以上	1個につき	8円（7円）
	糸くず取り		1枚につき	16円（14円）

※金額欄のカッコ内は改正前（平成27年5月21日発効）の金額

4 効力発生の日 法定どおり

家内労働法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もって家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。

2 この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから、委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

（工賃の支払）

第六条 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、家内労働者に、通貨でその金額を支払わなければならない。

2 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、委託者が家内労働者の製造又は加工等に係る物品についての検査（以下「検査」という。）をするかどうかを問わず、委託者が家内労働者から当該物品を受領した日から起算して一月以内に支払わなければならない。ただし、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合は、この限りでない。この場合においては、委託者が検査をするかどうかを問わず、当該工賃締切日までに受領した当該物品に係る工賃を、その日から一月以内に支払わなければならない。

（最低工賃）

第八条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

（最低工賃の改正等）

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

（最低工賃額等）

第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の規定による最低賃金をいう。以下同じ。）（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金（労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。））との均衡を考慮して定められなければならない。

2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

（最低工賃の効力）

第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。